

# 「知らないと怖い。民法改正」

## ～民法を知らないと会社は大損をする～

平成30年3月22日

弁護士 岡 篤志

### 第1 民法の改正

#### 1 なぜ民法が改正されるのか

民法の債権関係の規定は、明治29年（1896年）に民法が制定された後、約120年間ほとんど改正されなかった。

この間に、日本の経済・社会は、様々な面で大きく変化した。取引に関する最も基本的なルールを定めている民法の規定も社会・経済の変化に対応させる必要がある。

そこで、民法のうち債権関係の規定について、社会・経済の変化への対応を図るための見直しを行い、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から実務で通用している基本的なルールを適切に明文化することになった。

#### 2 時期

平成29年5月26日、民法を改正するとの法案が成立した。平成32年（2020年）4月1日から施行される。

つまり、2020年の4月からは、新しい民法に従い生活がスタートする。

## 第2 消滅時効

### 1 消滅時効とは

権利を行使しないまま一定期間が経過した場合に、その権利を消滅させる制度。

### 2 具体例

2010年4月1日、江銀行は、1年後に返済する約束で、岡に対して100万円を貸した。同日、山下先生も、1年後に返済する約束で、岡に対して100万円を貸した。 2018年5月1日になって、江銀行と山下先生は、岡に対して支払いを請求した。岡は、江銀行と山下先生に対して消滅時効を援用できるか？	2010年4月1日 100万円 江銀行 → 岡
	100万円 山下先生 → 岡

### 3 検討

#### (1) 現在の民法

##### ア 江銀行の貸金

商行為によって生じた債権は5年の短期消滅時効にかかる。

銀行による金銭貸付行為は営業的商行為に該当するので、5年で時効になる。

江銀行は、2011年4月2日から、岡に対して100万円の返還請求ができるので、同日から5年経過した、2016年4月2日に、消滅時効が完成する。

⇒岡は、江銀行に対して、5年が経過したとして、消滅時効を援用できる。

##### イ 山下先生の貸金

山下先生自身は商人ではないので、山下先生が岡に貸し付ける行為は、商行為に当たらない。そのため、10年で時効になる。

山下先生は、2011年4月2日から、岡に対し100万円の返還請求ができるので、同日から10年経った2021年4月2日に、消滅時効が完成する。

⇒まだ10年経っていないので、岡は、消滅時効を援用できない。

## (2) 改正民法

改正民法では、職業別の短期消滅時効は廃止されるのと併せて、商行為の5年の時効に関する規定も廃止された。

改正民法では、江銀行の債権も山下先生の債権も、**債権者が、権利を行使することができることを知った時から5年、権利を行使することができる時から10年**で時効消滅する。

江銀行の債権も、山下先生の債権も、権利を行使できるときである2011年4月2日から時効が進行するので、2018年5月1日の時点で消滅時効が完成している。

⇒岡は、江銀行・山下先生の債権について、時効を援用できる。

## 4 注意点

### (1) 時効が問題になる前に

不良債権の発生を防ぐためには、数ヶ月支払いが遅れたら放置しないことが大切！

売掛金や工事代金等の時効期間は5年に延びるが、放置すると債務者の経済状況の悪化等で不良債権化のおそれが高くなる！

### (2) 時効が近づいてきたときは

現在の民法には、**時効の中断**が定められている。これは、法定の中断事由があったときに、それまでに経過した時効期間がリセットされ、改めてゼロから起算されること。その事由が終了した時から新たな時効期間が進行する。

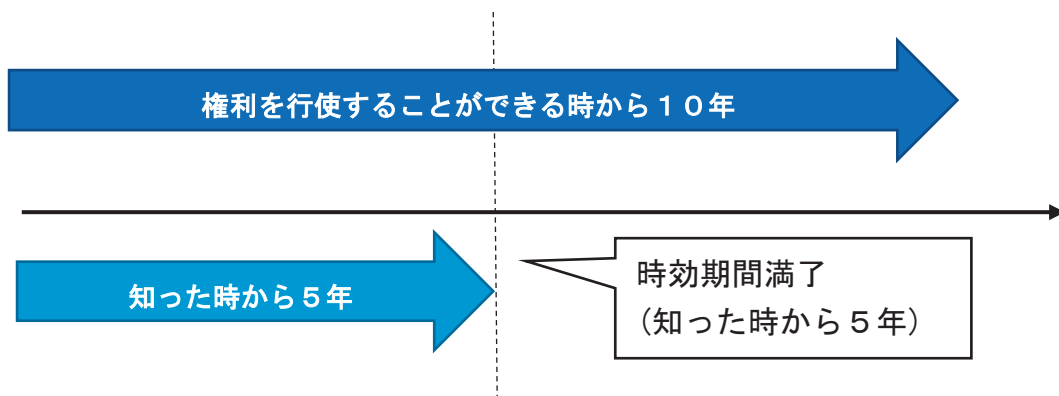
民法の改正によって、時効の中断が**時効の更新**に変わった。原則的には、現在の民法と変わらないものが多い。

時効の更新で大切なのは、**債務者に債務を承認してもらうこと**！承認があれば、更新にあたり、時効がリセットされ、新たに5年の時効期間がスタートする。

債務の承認には、**一部の弁済や残高確認**という行為も含まれる。また、**返済の猶予や分割支払いのお願い**も承認にあたる。

### (3) 経過措置

民法改正によって、時効期間が変更になるが、原則、改正民法施行期日後（2020年4月1日）に発生した債権から適用される。そのため、施行日前に発生した債権については、現行民法の時効期間が適用される。



現在の民法

	起算点	時効期間	具体例
原則	権利を行使することができるときから	10年	個人間の貸金債権
職業別	権利を行使することができるときから	1年	飲食料・宿泊料など
		2年	弁護士の報酬, 小売商人・卸売商人等の売掛金など
		3年	医師・助産師の診療報酬など
商事	権利を行使することができるときから	5年	商行為によって生じた債権



	起算点	時効期間	具体例
原則	知ったときから	5年	
	権利を行使することができるときから	10年	

### 第3 保証～その1～

#### 1 保証とは

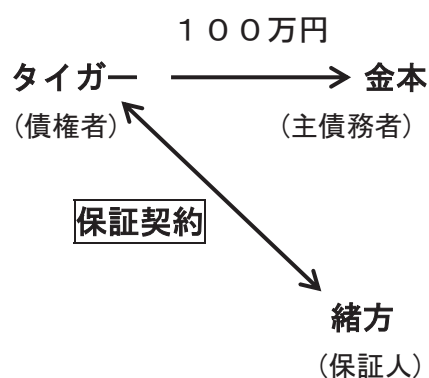
主債務者が債務の支払をしない場合に、これに代わって支払いをすべき義務のこと。

#### 2 具体例

緒方は、長年の友人**金本**から頼まれて、**金本**の金融業者**タイガー**に対する借入れについて保証人となることを了解し、タイガーに対する保証契約書に署名捺印した。

①**金本**は、大手メーカーに勤める会社員であり、自家用車の購入資金に充てる目的でタイガーから100万円を借り入れ、**緒方**がこの借入を保証する場合。

②**金本**は、個人事業を営んでおり、その事業の運転資金に充てる目的で、100万円を借り入れ、**緒方**がこの借入を保証する場合。



#### 3 検討

##### (1) 現在の民法

個人が保証人になる場合、書面等による保証契約の締結のほかには、事前に特別の意思確認をする必要はない。

⇒本件では、①②いずれの場合も書面により保証契約が締結されているので、緒方のタイガーに対する保証は有効である。

##### (2) 改正民法

###### ア 問題の所在

保証制度は、中小企業向けの融資において、主債務者の信用の補完や、経営の規律付けの観点から重要な役割を担っている。

しかし、個人的な情義等から保証人となった者が、想定外の多額の保証債務の履行を求められ、生活の破綻に追い込まれる事例が後を絶たなかった。

#### イ 保証意思の確認

そのような保証人を生まないために、事業用の融資について個人が保証人となる保証契約は、保証契約締結日の前1か月以内に作成された公正証書で、保証人となる者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、効力は生じないとした。

具体的には、公証役場にいる公証人が、保証人になろうとする者の意思を確認する。保証契約のリスクを十分に理解し、相当の考慮をして保証契約を締結しようとしているか否かを見極める。

#### ウ 本件の場合

①は、金本が事業のために貸金等債務を負担する場合ではないことから、緒方が保証するに当たって、公正証書は不要である。

⇒現在の民法と同様に、保証契約は有効である。

②は、金本が事業のために負担する貸金等債務を主たる債務とする保証契約に当たるため、保証契約をする前に保証債務を履行する意思を表示する公正証書の作成が必要である。

⇒この公正証書がない場合、緒方のタイガーに対する保証契約は効力を生じない。

## 4 注意点

公正証書作成義務には例外がある。

保証を求める企業の取締役や大株主、個人事業主と一緒に仕事をしている配偶者が事業資金等についての借入の保証をする際には、公正証書の作成は求められない。

## 第4 保証～その2～

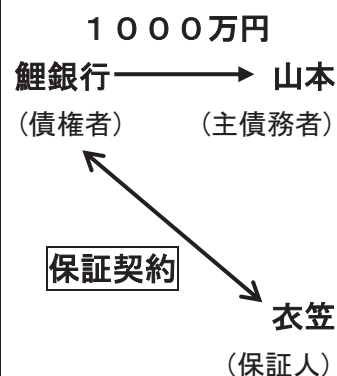
### 1 具体例

個人事業主山本は、鯉銀行から事業資金1000万円を借り入れるに当たり、衣笠に連帯保証人になってもらった。この時点で、山本は多額の借金があり、大幅な赤字経営であったが、衣笠にその旨を伝えていなかった。むしろ、「事業は順調であり自分が責任をもって支払うから迷惑はかけない」と述べていた。

ところが、借り入れ後4か月で山本は自己破産をするに至った。

なお、鯉銀行は、山本に多額の借り入れがあること、赤字経営であること、そのことを山本が衣笠に伝えていないことは知っていたが、衣笠にその旨を伝えず、衣笠から山本の経営状態を尋ねられたときは、「大丈夫ですよ!」と回答していた。

衣笠は連帯保証契約の有効性を争うことができるか。



### 2 検討

#### (1) 現在の民法

保証契約について格別の取消権を認めた規定はない。保証の有効性を争う場合は、他の契約一般と同様に錯誤無効（現民法95条）、詐欺取消（現民法96条）などの主張をすることになる。しかし、実際に、そのような主張が認められるかは、不確定であり、錯誤や詐欺を立証することは一般的に難しいことが多い。

⇒衣笠が連帯保証契約の有効性を争ったとしても認められるかは不明。

#### (2) 改正民法

##### ア 情報提供義務

保証人になるためには、公正証書の作成が必要である。また、主債務者は事業のための融資について保証を頼む際に、以下の情報を保証人に提供しなければならない。

- ①財産及び収支の状況
- ②主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- ③主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとしているものがあるときは、その旨及び内容

そして、主債務者がこの情報提供義務を怠り、事実と異なる情報を提供したため保証人が誤認して保証契約を締結した場合で、債権者がそのことを知っていた場合、保証人は保証契約を取り消すことができる。

#### イ 本件の場合

山本は借入れや収支の状況について衣笠に情報を提供しておらず、むしろ事実と反する情報を提供している。その結果、衣笠は、山本に他に債務はなく、黒字経営が継続していると誤認をして保証契約を締結した。

鯉銀行は、山本が衣笠に情報を提供せず、あるいは事実と異なる情報を提供していたことを知っていた。

⇒衣笠は保証契約を取り消すことができる。

### 3 注意点

保証に関する新たな規定により、事業資金の借入等の保証においては公正証書の作成が必要になる。これがないと保証契約自体が無効になるので、注意が必要。

また、保証契約の過程で、主債務者や債権者に情報提供義務が課されているので、保証契約締結の際の社内ルールの見直し、義務を履行したことを記録化しておく必要がある。



## 第5 約款

### 1 約款とは

大量の同種取引を迅速・効率的に行うために作成された定型的な内容の取引条項。

例えば、鉄道やバスの運送約款、電気・ガスの供給約款、保険約款、インターネットサイトの利用約款など、多様な取引で広範に活用されている。

### 2 約款に関する規定の新設

#### (1) 問題の所在

現在社会においては、大量の取引を迅速に行うため、詳細で画一的な取引条件等を定めた約款を用いることが必要だが、民法には約款に関する規定がない。

#### (2) 新たに規定された約款

約款という用語は、現在も企業などで広く使われており、その意味についての理解もバラバラであった。そこで定型約款という概念を設け、これに限定した規定を設けた。

- ①ある特定の者が、不特定多数の者を相手方とし
- ②取引内容の全部又は一部が画一的であることが双方にとって合理的な取引において
- ③契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体

#### (3) 検討

##### ア 該当例

鉄道・バスの運送約款、電気・ガスの供給約款、保険約款、インターネットサイトの利用約款、銀行取引約款、ソフトウェアの購入ライセンス、旅行・宿泊約款などは定型約款に該当するとされている。

##### イ 該当しないもの

###### (ア) 契約書のひな形を用いた取引

いずれかの契約当事者が契約書のひな型を用意したとしても、これは

個別取引のためのものであるから、それを利用する契約当事者間の交渉による変更もあるため、その取引は画一性のある取引ではなく、定型約款にあたらぬ。

(イ) 当事者間の力関係に大きな差がある場合の契約

一方当事者の力関係が強く、交渉で契約内容を変えることが事実上難しいという場合であっても、基本的には個別取引のためのものであり、契約条項が画一的であることが双方にとって合理的ではないことから、定型約款にあたらぬ。

(ウ) 不動産賃貸借契約

不動産賃貸借契約も、目的たる不動産や個々の賃借人の個性が問題となることが多く、定型取引にあたらぬ場合が多いと思われる。

### 3 注意点

今回新たに定型約款についての規定が新設された。

定型約款の規定については、定型約款の契約内容となるための要件、定型約款の内容が利用者に不利益な場合の効力、定型約款を変更する際の要件なども新たに新設された。

今後、定型約款を利用したいという場合は、早めに弁護士に相談することが大切！

## 第6 その他の改正点

### 1 賃貸借契約～敷金～

#### (1) 問題の所在

不動産賃貸借契約において敷金は実務上重要だが、現行民法においては、敷金に言及する規定はあったものの、敷金の定義や敷金に関する事項について詳細な規定がなく、争いになることがあった。

#### (2) 改正民法

##### ア 総論

敷金の定義・敷金返還債務の発生時期が明文化された。

また、敷金は、賃借物の返還完了の時にそれまでに生じた一切の被担保債権（未払賃料など）を控除してなお残額があることを条件として、敷金返還請求をすることができるとした。

##### イ 収去義務・原状回復義務

改正民法では、通常の使用・収益によって生じた賃借物の損耗や賃借物の経年変化については、原状回復義務を負わないと明記された。

通常損耗・経年変化	通常損耗・経年変化に当たらない
<ul style="list-style-type: none"><li>・家具の設置による床、カーペットのへこみ</li><li>・テレビ、冷蔵庫の電気ヤケ</li><li>・地震で損壊したガラス</li><li>・鍵の取替え（破損や紛失以外）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・引越作業で生じたキズ</li><li>・たばこのヤニ・臭い</li><li>・飼育ペットによる柱等のキズ</li><li>・日常の不適切な手入れや用法違反による設備等の毀損</li></ul>

### 2 法定利率

#### (1) 問題の所在

買主が、約束の期日までに売買代金を支払わない場合の遅延損害金については、法定利率によって定められる。当事者で合意した利率がそれよりも高い場合は、合意が優先される。

現行民法では、法定利率は年5%。しかし、低金利の状況が長期間にわたって続いていることに照らせば、年5%の法定利率は市場金利とかい離がありすぎる。

## (2) 改正民法

法定利率を、当面3%とするものの、市場金利とのかい離の発生防止の観点から3年に1度見直すこととした。

市場の貸出平均金利の60か月の平均を参照として定めるものとされている。

## (3) 注意点

改正民法によって、遅延損害金の利率が現行民法より低くなる。今後も、市場金利と連動するとなると、買主は、売買代金の支払いを遅滞しても、その遅延損害金の額がそれほどプレッシャーにならない可能性がある。

改正民法下においては、売主は、**代金の不払いの際に適用される遅延損害金の利率を契約上定めておくことが重要となる。**

## 第7 最後に

本日説明したものは、民法改正のほんの一部です。その他にもたくさんの変更点があります。

売買契約、賃貸借契約、請負契約など一般的に使われている契約についても変更点が多々あります。そのため、現在使用している契約書のままだと、会社側が不利益を被る可能性もあります。

現在使用している契約書を見直すいい機会でもあると思います。

民法改正に関する質問や疑問、民法改正に伴う契約書の変更などは、当所までお申し出ください。

ご静聴ありがとうございました。

以上